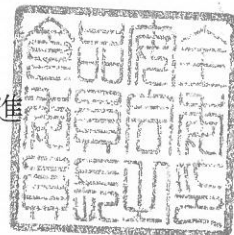




府食第6号
平成27年1月7日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成26年11月18日付け厚生労働省発食安1118第1号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回の食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正は、ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水のうち、pH4.6以上で、かつ、水分活性が0.94を超えるものについて、原材料等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で除菌を行ったものについては、10℃以下で保存しなければならないとする保存基準の対象外とするものである。

適切な除菌が行われることが確保されることを前提とすれば、10℃以下という保存基準の対象外としたとしても、当該清涼飲料水の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難い。

したがって、本改正については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、本件については、清涼飲料水の除菌方法の有効性についての評価ではないことを念のため申し添える。また、清涼飲料水の安全確保については、規格基準に基づいた適切な原水の確保が重要であることから、引き続き原水の管理を適切に行うことが望ましい。